

## 国際憲法学会第8回世界大会に参加して

南野, 森  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授 : 公法学

<https://hdl.handle.net/2324/21921>

---

出版情報 : 2011-02. 有斐閣  
バージョン :  
権利関係 :

# 国際憲法学会第8回世界大会に参加して

九州大学准教授 **南野 森** みなみの・しげる

国際憲法学会 (International Association of Constitutional Law, IACL / Association internationale de droit constitutionnel, AIDC) の設立は、今からちょうど30年前、1981年に遡る。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の一構成国であったセルビア社会主義共和国で、ベオグラード大学法学部教授を経て、憲法裁判所の長官を8年にわたり務めおえていた同国憲法学界の長老、Jovan Djordjevic の呼びかけに応じて、樋口陽一教授を含む世界の憲法学者十数人がベオグラードに集まったのがそれであった(設立のより詳しい経緯については、樋口陽一「憲法国際学会 (IACL) の設立」ジュリ765号80頁を参照)。そして1983年に第1回世界大会が同地で開催されたのち、「毎年各地で中規模のラウンド・テーブルを開いて交流をすすめながら、4年に1回の世界大会を開いてきている(87年パリと南仏のエクス、91年ワルシャワ、95年東京、99年ロッテルダム)。東京大会では、52の国ないし地域から208人の外国人参加者が集まり、特に、それまで手薄だったアジア、オセアニアから多くの参加者を得ることができた(79人。ほかは、ヨーロッパ105人、南北アメリカ19人、アフリカ5人)」(樋口陽一「憲法と国家——同時代を問う」岩波新書38頁)。

上記の第4回世界大会が東京で開催されたとき、筆者は大学院に進学したばかりで、小林直樹教授の記念講演に潜ったりしながら東大安田講堂での受付業務等を手伝っていた。第5回ロッテルダム大会には、ちょうど留学していたパリからTGVに乗って参加することができ、日本から来られたなつかしい先生方に再会することができた。その後、第6回大会が2004年1月にチリのサンティアゴで、第7回大会が2007年6月にギリシアのアテネで開催されたが、そのいずれにも筆者は参加することができた。このたびの第8回大会は、2010年12月6日から10日までの5日間、メキシコシティーで開催されたが、幸いこちらにも参加することができたので、以下、簡単ながら今大会の様態を報告する。

今回の大会テーマは、「憲法と原理」(Constitutions and Principles)で、70を超える国・地域からの700余人もの参加者は、これまでで最高であ

ったという。そして5日間にわたって、全体会が4つ、分科会が18も開かれるという、かなりのハードスケジュールでもあった。ここではまず、4つの全体会のテーマと報告者のみを順に記しておきたい。①「憲法における原理についての哲学的考察」が、M. Troper (パリ)、U. Preuss (ベルリン)、B. Ackerman (イエール)、S. Besson (フリップール)を、②「原理の概念とその使用」が、M. Rosenfeld (元会長、カルドローゾLS)、D. Valadés (メキシコ)、Yu X. (香港)、A. von Bogdandy (マックス・プランク)を、③「原理は普遍的か特殊か」が、A. Shachar (トロント)、S. Liebenberg (南アフリカ)、Yeh J. (台湾)、M. Tushnet (ハーバード)、C. Landa (ペルー)を、④「憲法原理と裁判官」が、L. Garlicki (欧州人権裁判所判事)、J. R. Cossio (メキシコ最高裁判事)、J. Limbach (ドイツ連邦憲法裁元長官)、S. Kiefel (オーストラリア最高裁判事)を、それぞれパネラーとした。

このうち、③のYeh教授の報告は、①のAckerman教授の提示した民主政の3類型——アメリカ型二元制、ドイツ型原理主義、イギリス型プラグマティズム——をこうした差異が生ずる理由を示さない観光者立憲主義 (tourist constitutionalism) だと批判し、各国の立憲主義の特殊性を説明するためにはそれぞれの置かれた歴史的経緯および社会的経済的文脈を考慮すべきことを指摘するもので、いわゆる「アジア的価値」論を含む文化相対主義を反駁する刺激的なものであった。また同じ全体会のTushnet教授の報告は、立憲主義は、希薄な法の支配の観念と完全な政治的正義の観念の中間点に位置するものであり、性別による選挙権の制限やロールズの描く品位ある階層型社会も、立憲主義と両立しうるとの論争誘発的なテーゼを示した。

④のGarlicki判事の報告は、冷戦終結による体制変革直後のポーランドが、憲法の規定のうち、プロレタリアート独裁の概念を法の支配に基づく民主国家に変更するにとどまり、以前の法文の大部分を維持したままの状態、憲法裁判所が解釈を通じた積極的な法創造を行わざるを得なかった経緯を紹介し、有権解釈の必要性和危険性を示すものであった。

18の分科会については、事前に送付された報告を各分科会の座長団が審査し、認められた者のみが報告を許されるという、第5回ロッテルダム大会以来の方法が今回も採られた。400を超える報告が寄せられ、そのうち最終的に270ほどの報告が日の目をみたようである。分科会により報告の数には多寡があり、1人ひとりが簡単に内容を要約したうえで討論に入るものから、いきなり討論に入るものまで、さまざまであった(270余の報告を収めたCD-ROMが初日に配布された)。日本人の報告としては、「選挙制度と憲法原理」をテーマとする分科会に松井茂記教授(ブリティッシュ・コロンビア大)、「メディアと憲法原理」分科会に山口いつ子准教授(東京大)、「原理としての比例性」に西原博史教授(早稲田大)、「宗教と国家」に小泉洋一教授(甲南大)、「外国法と判例」に江島晶子教授(明治大)、「国際法と憲法原理」に建石真公子教授(法政大)が、それぞれ報告を認められた。なお、上記「メディアと憲法原理」分科会の座長は、長谷部恭男教授が、ローマ大のC. Pinelli教授とともに務められた。

12月8日の夕方には評議会が開催され、日本からは長谷部教授(副会長)と西原教授、そして筆者が出席した。会則の一部改正や会計報告についての(実質的な!)審議ののち、新会長に、これまで首席副会長であったフィンランドのM. Scheinin教授が選ばれ、その他の理事会メンバーが決定された(長谷部教授の副会長留任も含む)。また、次回の世界大会は、2014年にオスロで開催されることになった。

国により、報告者のレベルはさまざまで、若い大学院生や講師などが報告を認められる場合も多々あるようであり、たとえば「比較憲法の可能性」をテーマとする分科会では、全体会にも登場したTushnet教授と並んで何人かの大学院生が報告をするという、いかにも「開かれた学問共同体」を象徴するような風景も見られた。言葉の壁(本学会の公用語は英語と仏語である)や金銭的なハードルはあろうものの、今後は日本からも若い参加者が増えることを期待したい。

なお、これまでの世界大会については、本誌に毎回報告が掲載されてきた。参考までに、以下に記しておく(〔 〕内は執筆者)。

第1回ベオグラード大会(1983年8月):801号〔樋口〕。第2回フランス大会(1987年9月):897号〔樋口〕。第3回ワルシャワ大会(1991年9月):



会場となった Palacio de Minería



全体会①でのトロペール教授の報告。壇上右から2人目がアッカーマン教授。



長谷部教授、トロペール教授と筆者

989号〔樋口〕。第4回東京大会(1995年9月):1065号〔樋口〕。第5回ロッテルダム大会(1999年7月):1178号〔長谷部〕。第6回サンティアゴ大会(2004年1月):1263号〔辻村みよ子〕。第7回アテネ大会(2007年6月):1339号〔辻村〕。